

第 6 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第6回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年10月21日（月）午後1時25分～午後2時05分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-3・2-4

3 出席委員 （農業委員8名）（農地利用最適化推進委員14名）

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代
9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員1名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第28号 非農地証明願に対する認可について
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

報告事項

報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今日午前中、現地調査で市内を回っておりましたら、まだ稲刈りが残っている所がかなりあります。今年は 10 月になって雨が定期的に降っておりますし、10 月初めにはかなり大きな雨が降りましたから、私のところも、まだ「うすすり」が残ってしまいました。普段でしたら 10 月の農業委員会の時には、「うすすり」が済んで農作業が完全に終わっているのですが今年は残ってしまいました。

10 月初めの大きな雨で山田錦が倒れまして、コンバインのスピードも進まなく、田んぼがぬかるんでおり、機械の回転もスムーズにいきませんでした。これからまだ収穫が残っているところもあり、大変だなと思っております。

今年は、米の値段が昨年と比べますと 1.5 倍に上がったと聞いております。高いところでは、ヒノヒカリが 1 万円を超えている値段で取引されていると聞いております。農協も精算払いで 1,500 円ほど出すという通知もきております。

米の値段が上がることはうれしいのですが、あまり上がりすぎますと、消費者から買い控えになるというか、パンやうどんの方へ消費が回って米が売れなくなることもあるかもしれません。

本日第 6 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 6 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。

〇〇番：〇〇〇〇委員は、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　次に、議案の訂正がありますので、事務局から報告いたします。

○事務局　議案書の１７ページの報告事項１の「農家証明」となっておりますが、「耕作証明」に訂正をお願いいたします。

○議長　次に、議事録署名委員２名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号〇番　〇〇〇〇委員、〇〇番　〇〇〇〇委員をお願いいたします。

(農地法第３条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第２６号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　失礼します。議案書の１ページをお願いします。

議案第２６号

農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第３条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和６年１０月２１日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、２ページの１件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長　議案第２６号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第３条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは１番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1 番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1 ページから2 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 高砂市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 明石市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 復井町〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは、申請地の北側の土地〇〇番〇〇が実家であります。申請地の管理はされておられ、軽い雑草程度が生えている状態であります。

譲受人の〇〇さんにおかれましては、田んぼと一緒に実家も一緒に購入されて、田んぼで畑を耕作したいと聞いております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1 番について、説明は終わりました。1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第26号 農地法第3条関係では、申請件数1件、うち許可件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第27号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の3ページをお願いします。

議案第27号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4 ページの 3 件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 27 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 5 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、3 ページ、4 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○○ ○○ ○○、譲渡人 小田町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 小田町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、一般住宅を建設される予定です。第 3 種農地となっております。

申請地は、10 年以上耕作されておらず、放棄地の状態でした。

譲受人の○○さんは、子どもたちが大きくなってきて、一般住宅を建てたいと思うようになり、譲渡人の○○さんと売買の話がまとまり、この度の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が原野、南側が田、北側が申請地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番について説明いたします。

参考資料の、3 ページ、4 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 姫路市○○○○
○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 小田町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡のうち○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、一般住宅を建設される予定です。第3種農地となっております。

申請地は、10 年以上耕作されておらず、放棄地の状態でした。

譲受人の○○さんは、子どもたちが大きくなってきたため、奥さんの実家の近くで一般住宅を建てたいと思うようになり、譲渡人の○○さんと売買の話がまとまり、この度の申請となりました。残りの土地については、畑として利用される予定です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が申請地と原野、北側が田となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 天神町○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○
○○ ○○○、譲渡人 片山町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 片
山町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、売買
による所有権移転、露天駐車場 普通自動車40台、道路、第3種農地と
なっております。

○○○○○○は○○○○○○○○で、申請地西側に駐車場を整備して
いますが、車の台数が増えて、手狭となって困っていました。

譲渡人の○○さんは高齢となり、田んぼを管理するのが難しいとのこと
で、売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路と宅地と雑種地、西側が田と道路、
南側が道路、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提
出されております。

○議長 3番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番○○です。

譲受人の住所が天神町となっておりますが、事業所はどこにあるのです
か。

○事務局 譲受人の住所が天神町となっておりますが、事業所の住所は片山町○○
○○にあります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第27号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第28号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第28号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和6年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第28号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：明石市○○○○○○ ○○ ○○○、申請地：所在地 復井町
字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和57年

頃に宅地の一部になってしまったようです。

申請地は、昭和５７年頃に父親が住宅と車庫を建設されており、今回、田んぼの売買と住宅の売買とあわせて、この申請地も一緒に購入してほしいとしたため、申請人の〇〇さんが自身の所有する申請地を非農地にするために申請されたものです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番　〇〇番〇〇が、１番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が田、南側が宅地、北側が本人の田となっております。

従いまして、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長　１番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、１番については認可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長　ご異議が無いようでありますので、１番については認可することに決定いたします。

○議長　以上、議案第２８号　非農地証明願に対する認可について、申請件数１件、うち認可件数１件により審議は終了しました。

（農用地利用集積計画の決定）

○議長　次に、議案第２９号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

なお、小野市農業委員会会議規則第１１条の規定により、〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員は退席をお願いします。

○事務局　先ほど、議長より、２名の委員の退席の依頼がございましたが、小野市農業委員会会議規則のコピーをお手元にお配りしておりますので、説明を

させていただきます。

同会議規則第11条におきまして、「議事参与の制限」ということで、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」としており、議案第29号の議案において、先の2名の委員におかれましては、利用権設定を受ける者として農地利用集積計画書に掲載されているため、一時退席となっておりますこと説明させていただきます。

○事務局（藤原） 議案書の7ページをお願いします。

議案第29号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和6年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8ページをお願いします。

市長部局より、令和6年10月4日付けで決定を求められています。

9ページの農地利用集積計画書を説明いたします。

利用権設定等総括表（使用貸借権の設定）で、

（1）利用権の設定を受ける者（借り手）は、中町〇〇〇 〇〇 〇さん ほかとなっております。

新規は0件、再設定は5件、〇〇〇㎡、合計5件、〇〇〇㎡であります。

10ページをお願いします。

（2）利用権の設定をする者（貸し手）は、加東市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん ほかで、新規は0件、再設定は5件、〇〇〇㎡、合計5件、〇〇〇〇㎡であります。

次に11ページは、利用権設定等総括表（賃借権の設定）で、

（1）利用権の設定を受ける者（借り手）は、浄谷町〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん ほかとなっております。

新規は1件、1,480 ㎡、再設定は10件、〇〇〇〇㎡、合計11件、〇〇〇〇㎡であります。

12ページをお願いします。

（2）利用権の設定をする者（貸し手）は、浄谷町〇〇〇 〇〇 〇〇

さん ほかとなっております。

新規は1件、1,480 m²、再設定は18件、○○○m²、合計19件、○○○m²であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第29号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」に関する審議は終了いたしました。当議案は終了いたしましたので、○○番○○委員と○○番○○委員は入室してください。

(農用地利用集積計画の決定(所有権移転))

○議長 次に、議案第30号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の13ページをお願いします。

議案第30号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

14ページをお願いします。

市長部局より、令和6年10月8日付けで決定を求められています。

15ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権移転等総括表で、

(1) 所有権の移転を受ける者は、広渡町〇〇 〇〇 〇〇さん ほか
となっております。売買が3件、〇〇〇〇㎡であります。

16ページをお願いします。

(2) 所有権の移転をする者は、住永町〇〇〇 〇〇 〇〇さん ほか
であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法
附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第30号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利
用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のと
おり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定
いたします。

○議長 以上、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」
に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1 から 4 を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 17 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

令和 6 年 10 月 21 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

耕作証明 番号 1 住所 黍田町〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

使用目的 農業経営状況申請

耕作証明につきましては合計 6 件、使用目的は、農業経営状況申請が 1 件、軽油免税の申請が 4 件、3 条耕作証明が 1 件でした。

続きまして、18 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

令和 6 年 10 月 21 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号 1 届出者 譲受人 三木市〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神明町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件
の表示 所在地 神明町〇〇 地目田 面積〇〇㎡、神明町〇〇 地目田
面積〇〇㎡、摘要といたしまして、住宅用地、所有権移転、令和 6 年 9
月 11 日受理、農地法 5 条第 1 項による届出は合計 1 件で、2 筆、面積は
582 ㎡です。

続きまして、19 ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

令和 6 年 10 月 21 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号 1 届出人 貸人 新部町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 新部町〇
〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 河合西町字〇〇〇〇 地目田

面積〇〇㎡、摘要といたしまして、農地法第3条使用貸借 合意解約 令和6年9月3日受理、農地法第3条による届出は合計3件で、4筆、面積は〇〇〇〇㎡です。

引き続きまして、20ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年9月1日～令和6年9月30日)

令和6年10月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 住吉町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人(被相続人) 住吉町〇〇 〇〇 〇、物件の表示 所在地 住吉町字〇〇〇〇、地目田、面積〇〇㎡、外9筆、地目全て田、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年9月4日受理、

農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計6件、29筆、〇〇〇〇〇〇㎡で、全て相続による所有権取得となります。

以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもって、第6回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年10月25日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 6 番

議事録署名委員 8 番